

沼田市スポーツ施設ネーミングライツ導入に関するガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、市が所有するスポーツ施設（以下「施設」という。）の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適切な導入を図るために、募集方法及び応募者の選定方法等について、基本的な考え方をまとめたものです。

2 概要

ネーミングライツは、施設の名称を広告媒体として、企業名又は商品名等を冠した愛称を付与する代わりに、ネーミングライツスポンサー（以下「スポンサー」という。）からその対価を得て、施設の管理運営に役立てるものです。

3 導入の手続

ネーミングライツの導入手続は、次のとおりです。

- (1) 募集施設の決定
- (2) 募集要項の策定
- (3) スポンサーの募集
- (4) 選定委員会の開催
- (5) 優先交渉権者との協議
- (6) スポンサー及び愛称の決定
- (7) 協定書の締結
- (8) 施設表示等の変更及び事前周知
- (9) 契約書の締結
- (10) 愛称の使用開始

4 募集条件

市は、次の条件でスポンサーを公募します。

(1) 契約期間

契約期間は、原則として3年以上とします。

(2) 希望金額

希望金額は、利用者数及び類似施設の状況、メディアへの露出状況等を総合的に勘案して決定します。

(3) 応募資格

応募資格は、沼田市広告掲載要綱（平成30年告示第32号。以下「広告要綱」という。）第3条に該当する者としてします。

沼田市広告掲載要綱（一部抜粋）

（申込者の範囲）

第3条 広告掲載を申し込むことができるものの範囲は、次のとおりとする。

- (1) 企業、個人の事業者又はこれらの連合体
- (2) 公共的団体その他これに類するもの
- (3) その他市長が適当と認めるもの

ただし、次の項目のいずれかに該当する者は、応募することができません。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定による更生手続開始の決定がなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定による再生手続開始の決定がなされた者

イ 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は団体の代表者若しくは構成員が当該暴力団員等であるもの

ウ 市税（延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）について滞納があるもの

エ 法令に違反しているもの

オ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

カ アからオに掲げるもののほか、市長が適当でないとするもの

(4) 愛称の条件

付与する愛称は、施設のイメージを損なうことなく、市民及び利用者から親しまれるようなものとし、広告要綱第4条に該当しないものとします。

沼田市広告掲載要綱（一部抜粋）

（広告掲載の範囲）

第4条 掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反し、又は抵触するおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係るもの
- (5) 事実誤認のおそれがあるもの
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快感又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 青少年の保護及び健全育成の観点から適当でないと認められるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

また、契約期間内における愛称の変更はできません。

なお、この愛称は、一般的な呼称として用いられる名称であり、市の条例等に定める正式な施設名を変更するものではありません。

(5) 費用負担

市とスポンサーの費用負担は、次表によるものとし、契約期間終了後の原状回復についても同様の取扱いとします。ただし、表示の変更については関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行い、看板の新設については、別途協議します。

| 区分 | 費用負担 | 備考 |
|------------------------|-------|------------|
| 施設の敷地内の看板の表示変更 | スポンサー | 契約金額とは別に負担 |
| 市が発行する印刷物及びホームページの表示変更 | 市 | 契約締結後作成分 |

5 募集方法

(1) 募集方法

スポンサーの募集は原則として公募とし、募集要項を作成します。作成した募集要項は、市が発行する印刷物及びホームページを活用し、幅広く周知します。

(2) 募集期間

募集期間は、原則として30日間以上とします。

(3) 提出書類

| No. | 提出書類 | 部数 |
|-----|--|-----|
| 1 | ネーミングライツスポンサー申込書 | 1部 |
| 2 | 担当者届 | 1部 |
| 3 | 登記事項証明書（商業登記簿謄本） | 1部 |
| 4 | 会社概要、事業概要等の分かるもの | 1部 |
| 5 | 直近3年間分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）又は確定申告書（青色申告又は白色申告） | 1部 |
| 6 | 国税及び地方税を滞納していないことを証明する書面 【国税（納税証明書その3）、県税（納税証明書）、市税（完納証明書）】 | 各1部 |
| 7 | 市内における地域貢献活動の実績が分かるもの ※実績がある場合のみ | 1部 |
| 8 | 市内及び県内の業務拠点及びその数が分かるもの ※業務拠点がある場合のみ | 1部 |

(4) 費用負担

応募に要する全ての費用は、応募者の負担とします。

(5) 募集に対する質問

応募資格のあるものからの募集に対する質問は、質問書により受け付けし、ホームページで回答します。

(6) 応募がなかった場合

募集期間内に応募がなかった場合は、募集条件を見直した上で再度の募集を行うことも含め、募集の可否を再検討します。

6 選定方法

(1) 選定委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、広告要綱第8条第2項に規定する者に教育部長及びスポーツ振興課長を加えた構成員による選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、スポンサーの優先交渉権者を選定します。ただし、必要に応じて助言者の出席を求めることができますものとします。

選定に当たっては、別途審査基準を定め、総合的な審査を行います。選定結果については、ネーミングライツスポンサー優先交渉権者採用・不採用通知書により応募者に通知します。

(2) 審査項目及び審査ポイント

次のとおり審査項目及び審査ポイントを定め、総合的に判断します。

なお、応募者が1者の場合でも、委員会においてスポンサーとしてふさわしいかについて審査を行います。

ア 愛称案

【審査ポイント】

親しみやすさ、呼びやすさ、施設の設置目的、イメージとの調和など

イ ネーミングライツ料

【審査ポイント】

応募金額の妥当性、相対評価など

ウ 契約期間

【審査ポイント】

契約期間の妥当性など

エ 経営の安定性

【審査ポイント】

財務状況から見た経営の安定性、ネーミングライツ料の支払能力など

オ 地域貢献等

【審査ポイント】

地域貢献、地域振興等に対する理念、活動実績、今後の計画など

(3) スポンサーの決定及び公表

市は、優先交渉権者と契約内容について協議を行い、合意に至った時点で協定を締結し、愛称看板作製等の準備期間を経て、契約を締結します。

スポンサーが決定した場合は、ホームページでスポンサーの名称、施設の愛称、契約金額、契約期間等について公表します。

7 契約の解除

市は契約締結後、次のいずれかに該当する場合は契約期間満了を待たず契約を解除することがあります。この場合において、看板・標識等の原状回復等、契約解除に伴い必要となる費用は、スポンサー側の負担とします。

- (1) スポンサーが「4 募集条件(3)」の資格を喪失し、又は喪失することが明らかになったとき
- (2) 社会的信用を損なう行為等により、市又は施設のイメージが損なわれた、又は損なわれるおそれがあるとき
- (3) スポンサーとして適当でないと認められるとき

8 契約期間の満了

市は、契約期間満了までに、当該施設におけるネーミングライツの継続実施を判断します。

なお、愛称が頻繁に変更になることを避けるため、当該施設における現スポンサーは優先交渉権者となることができます。

9 施行時期

このガイドラインは、令和元年7月1日から施行します。